

静岡県告示第95号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和3年2月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額（時間額）	職員の区分	報酬の基本額（時間額）
(略)		(略)	
地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員	(略)	地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員	(略)
		<u>私学振興課において、私立学校教育相談員の業務に従事する職員</u>	高等学校等教育職給料表2級25号給の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
東部児童相談所又は中部児童相談所の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	(略)	東部児童相談所又は中部児童相談所の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。